

公共建築工事の積算関係基準類の改正等について

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課



はじめに

官庁営繕関係基準類については、営繕事務の一層の合理化・効率化、官庁施設の品質管理、コスト縮減および生産の効率化が促進されるよう、平成15年3月の関係省庁連絡会議において、17の技術基準類および工事書式類が「統一基準」として決定されました。そのうち、積算関係基準類は、以下のとおりです。

- 1) 公共建築工事積算基準
- 2) 公共建築工事標準歩掛り
- 3) 公共建築数量積算基準
- 4) 公共建築設備数量積算基準
- 5) 公共建築工事共通費積算基準
- 6) 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編，設備工事編)
- 7) 公共建築工事見積標準書式(建築工事編，設備工事編)

これらのうち、本稿では、平成17年4月から運用される基準の改正内容、平成17年度に本施行となる市場単価等について紹介いたします。



平成17年度の積算基準類の改正概要について

公共建築工事の積算関係基準類のうち、平成17

年4月からの適用において改正された基準は、「公共建築工事標準歩掛り」のみです。改正点は、表 1 のとおりですが、具体的な改正内容は国土交通省のホームページ (<http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html> 技術基準の頁) を参照してください。



市場単価方式(追加工種)の本施行について

(1) 市場単価方式について

公共建築工事積算における市場単価方式の導入は、積算単価の機動性向上とコスト縮減施策における積算の合理化の一環として位置付けられた施策であります。国土交通省では、平成9年度より積算事務効率化の観点から検討に着手し、平成11年4月より市場単価方式の導入を図っており、平成16年度までに表 2 の工種について本施行を実施しています。

平成17年度は、建築工事の1工種、電気設備工事1工種について、平成16年度下期に国土交通省の発注する直轄工事において市場単価の試行を実施し、市場単価を積算に導入することについての妥当性を確認した結果、本施行するものです。

(2) 平成17年度の本施行について

① 本施行の対象工種

建築工事の内装床および、電気設備工事の絶縁

表 1 公共建築工事標準歩掛りの主な改正点

平成17年度市場単価追加工種への対応

項目	平成17年度歩掛り改正内容
[建築工事]	
内外装	内装床：「ビニル床シート張り及びビニル床タイル張り」「ビニル幅木張り」が市場単価になることに伴い、歩掛りを削除し、一般事項に市場単価によることを追記
[電気設備工事]	
共通工事 配線工事	絶縁電線が市場単価になることに伴い、歩掛りを削除し、一般事項に市場単価によることを追記

平成16年度版建設機械等損料算定表への対応

項目	平成17年度歩掛り改正内容
[建築工事]	
仮設 構内舗装 植栽	規格等の改正
撤去（改修）	歩掛り名称「削岩機」「コンプレッサ」を「コンクリートブレーカ」「空気圧縮機」に改正
[電気設備工事]	
共通工事 機器搬入 歩掛り	機械器具損料表中 算出方法に関する「コロ」「道板」の数値を改正
[機械設備工事]	
共通工事 機器搬入 歩掛り	機械器具損料表中 算出方法に関する「コロ」「道板」の数値を改正

平成16年度版公共建築工事標準仕様書への対応

項目	平成17年度歩掛り改正内容
[建築工事]	
木工	「床組及び床板張り」の歩掛り「フローリングボード」を内外装に移項
屋根及びとい	「長尺金属板葺」の歩掛り名称「平板葺」「かわら棒葺」を「平葺」「瓦棒葺」に訂正
屋根及びとい	「硬質塩化ビニル管とい塗装」を削除
金属	「コーナー金物」の歩掛り「床目地棒」を仕上げユニットに移項
金属	「コーナー金物」の歩掛り名称「階段ノンスリップ」を「階段滑り止め」に改正し、仕上げユニットに移項
建具	「開きフラッシュ戸取付け」の注意書き「高さが1,820mmを超え」を「高さが2,000mm以上」に改正
内外装	「床組及び床板張り」の歩掛り「フローリングボード」を木工から移項。材料歩掛りを追加、労務歩掛りの「木工」を「内装工」に改正
内外装	「壁紙張り」の摘要名称「ビニル程度」を「プラスチック程度」に改正
内外装	「壁紙素地ごしらえ（コンクリート面）」歩掛りの名称「仕上塗材用下地調整塗材」を「建築用下地調整塗材」に改正
仕上げユニット	「コーナー金物」の歩掛り「床目地棒」「階段滑り止め（改正後名称）」を金属から移項

項目	平成17年度歩掛り改正内容
[電気設備工事]	
電力設備工事 雷保護設備	JIS A 4201 (2003)「建築物等の雷保護」の改正に伴い「避雷設備」を「雷保護設備」に改正。細目の「むね上導体」を「水平導体又はメッシュ導体」に改正,「銅より線」の歩掛りの改正,「接地用端子箱」を「試験用接続端子箱」に改正
[機械設備工事]	
共通工事 配管工事 硬質塩化ビニル管 (VP)	硬質塩化ビニル管 (VP) 標準歩掛り表の使用材料「硬質塩化ビニルリサイクル三層管 (RF VP)」を「建物排水用リサイクル発泡三層硬質塩化ビニル管 (RF VP)」に改正
共通工事 配管工事 硬質塩化ビニル管 (VU)	硬質塩化ビニル管 (VU) 標準歩掛り表の使用材料に「下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (RS VU)」を追加
空調設備工事 ボイラー及び付属機器設備 タンク類	タンク類 標準歩掛り表の使用機器細目に「鋼製強化プラスチック製二重殻タンク」を追加
その他	
項目	平成17年度歩掛り改正内容
[建築工事]	
仮設	「枠組本足場 900枠 (500布枠)」を削除 (運搬歩掛り共)
土工 構内舗装 撤去 (改修)	機械器具の運転 1日当たり単価のみを使った歩掛りの「その他」を削除
鉄骨	「現場建て方費」歩掛りの「機械損料」を削除し,注意書きに「揚重機械器具は,別途加算」と追記
鉄骨	「軽量鉄骨 (母屋・胴縁の類)加工・取付」の「簡易」および「複雑」を削除
鉄骨	「仮設材運搬」の「6節」～「10節」を削除
建具	「フロート板ガラス (厚2～6)」に「厚さ3mm 特寸2.18m ² 以下」を追加
撤去 (改修)	「コンクリートブレーカ (改正後名称)」,「ピックハンマ」の備考欄に「運転日当たり」を追記
撤去 (改修)	撤去機械の運転歩掛り「空気圧縮機 (改正後名称)」,「コンクリートカッタ」「ベルトコンベア」を追加
[電気設備工事]	
通信・情報設備工事 火災報知設備	「標識板」を削除
[機械設備工事]	
空調設備工事 自動制御設備 一般事項及び歩掛り	自動制御設備のうち,計装工事は第3章電気設備工事に同様の事項があるため,機械設備工事からは削除し,その部分は電気設備工事を適用するよう,一般事項を改正

電線を本施行の対象とします。なお,市場単価に移行する工種については,表 1に示したように「公共建築工事標準歩掛り」から削除し,参考扱いとなります。

また,市場単価の解説については,財団法人経

済調査会等の出版物 (季刊誌) を参照してください。

② 本施行に際しての留意事項

市場単価は,下記に示す標準的な条件を前提としていますので,条件が大幅に異なる場合は,実

表 2 市場単価本施行工種

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
建築工事	型枠 鉄筋加工組立 防水	コンクリート 打設・圧送, 鉄筋圧接	左官	土工 塗装	軽量鉄骨下地	内装ボード
電気設備工事	屋内配管	ケーブルラック, 位置ボックス	プルボックス, 金属製可とう電線管, 接地極, 接地埋設標	2種金属線び	防火区画貫通処理	
機械設備工事	ダクト(垂鉛鉄板製)	衛生器具取付け	ダクト(チャンバー, ボックス)	制気口, ダンパー類取付け	保温(ダクト)	

情に応じて補正することが必要です。

- (i) 対象工事
新築工事
- (ii) 立地条件
一般的な市街地
- (iii) 建物種別, 構造等
 - ㊦ 事務所・庁舎等
 - ㊧ 共同住宅
- (iv) その他の条件
 - ㊦ 単価は設計数量に対応したものであること。
 - ㊧ 単価の構成内容は刊行物の記載によること。
 - ㊨ 本施行の実施時期
原則として平成17年4月1日からとします。
- (3) 機械設備工事の平成16年度の試行調査結果について

平成16年度において、機械設備工事の分野では、保温（配管）について試行調査を行いました。調査細目に対する回答率が低い上、地区別の標本数が少なく、調査結果に偏りが見られるなど、十分な市場性の確認ができませんでした。そのため、直轄工事における試行の実施には至りませんでした。

- (4) 市場単価方式のフォローアップについて
平成11年度から年々市場単価方式の工種の拡大を図ってきましたが、市場単価を導入して5年が経過したことを踏まえ、国土交通省では、平成15年、16年の2カ年をかけ、市場単価方式全般にわたる問題点等の検討を行いました。

その中で、特に設備関係工事では、市場単価へ移行できる工種が頭打ちにきていることや、すでに市場単価に移行している工種の一部の品目で調査データの確保が困難で、季刊誌への掲載が適当でなくなっている例が見られるようになっていきます。このため、今後の市場単価方式の工種拡大の方針や、市場単価化された工種のフォローアップ等が喫緊の課題となっています。

市場単価は、「統一基準」である「公共建築工事積算基準」「公共建築工事標準歩掛り」等の中で、直接工事費を算定する際の費用の一つとして明確に位置付けられています。

そこで、今後は積算にかかる統一基準の検討体制(検討の受け皿)と位置付けられている公共建築工事積算研究会(中央官庁の発注機関等で構成)を活用して、検討を進めることといたしました。

4 おわりに

近年、我が国の厳しい財政状況を背景として、積算を取り巻く情勢も著しく変化してきております。公共事業コスト構造改革、行政効率化推進計画など政府としての取り組みが進められており、これらの中でも「ユニットプライス型積算方式の検討」などの積算の見直し施策が掲げられており、官庁営繕分野でも検討を進めております。

このような検討成果も踏まえ、説明性が高く、かつ合理的・効率的な、よりよい公共建築積算基準類を整備する所存ですので、関係各位のご協力をよろしくお願い致します。